

東京都自転車競技連盟 新型コロナウイルスに関する大会開催ガイドライン

本マニュアルは「関東選手権大会」における小規模レベル（100人以下）の大会開催にあたって新型コロナウイルス感染症「COVID-19」流行感染防止の観点より「スポーツ協会」「日本自転車競技連盟」「関係行政」の指導の下、独自マニュアルを策定し、感染防止及び感染拡大ならびに無症状感染者からの感染防止をはかるものです。

2020.7.6

東京都自転車競技連盟



東京都自転車競技連盟

<http://www.tokyo-cf.jp>

このガイドラインは2020年7月6日時点でのガイドラインであり、感染状況や政府の対策方針などに基づき適宜更新の可能性がります。

一般的留意事項

- 1, 大会開催にあたっては、全国的・種目横断的な指針（厚生労働省、スポーツ庁、日本スポーツ協会、JOCなど）および開催地行政の指針に準拠する。

自転車競技としての留意事項

- 1, 自転車競技の特徴と新型コロナウイルス感染症について
現状、厚生労働省等からの新型コロナウイルス感染症に関する情報と競技特性を鑑みると、自転車競技は屋外で実施される種目が多く、いわゆる「三密」のうちの「密閉」空間には該当しない場合が多いものの、種目により集団走行を伴い「高密」・「密接」となるリスクは伴います。
自転車競技の特性を鑑み、種目毎に対応深さは変わりますが、過度になりすぎることなく適切な対応が求められます。

対応マニュアル基本骨子

- 1, コロナウイルスは無症状感染者から感染する事が報告されておりますので最重要留意事項といたします。
 - 大会開催中に感染するリスクを極力なくす工夫。
 - 感染者と思われる競技者・役員・主催者・観客等が出た場合に備えるという必要があります。
- 2, 基本骨子1（新型コロナウイルス感染症対応マニュアル）
 - (1) 専用電話等を設置（直接の面談を避ける）し、参加者等へ周知する。
 - (2) 自己判断・体調不良による欠場に制裁を課さない等、未出走管理を弾力的に行う。
 - (3) 質疑応答マニュアルを作成する。
 - (4) 参加者・関係者の大会前2週間の別途定める事項について確認する。
 - (5) 単身参加者が感染（又はその疑い）した場合の取り扱いを医療機関と相談の上整備する。
 - (6) 感染者が発覚した場合、個人情報保護に留意し情報開示について整備する。
 - (7) 大会役員（審判等）が感染した場合の対応を明示する。
 - (8) 大会開催中に各種事案による中止判断プロセスを明示する。
 - (9) 落車発生時の救助マニュアル、新型コロナウイルス感染症防止を念頭に整備する。また救急搬送に関して医療関係者、消防と充分協議しておく。
 - (10) 会場への入退場管理方法（過去2週間の健康記録を提示しない人の排除）
 - (11) ゴミの取り扱い。
- 3, 基本骨子2（マニュアルを付随する事項）
 - (1) コロナウイルス感染症対応専任チームの設置（医療関係者を含む推奨）と役割の明確化。
 - (2) 発症者又は疑いのある者の大会場内隔離スペースの準備。
 - (3) 地元消防署と病院における受け入れ態勢（落車による傷病、熱中症、コロナウイルス感染を想定）の事前確認を行い、承諾を得る事。
 - (4) 感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明示し、協力を求める。遵守できない場合は、参加取消や途中退場を求める場合があることを周知する。
 - (5) 受付等の留意事項
 - (6) 大会参加者への対応
 - (7) 大会主催者が準備等すべき事項
 - (8) 参加者が運動・スポーツを行う際の留意点 距離の確保
 - (9) メディカル
 - (10) 報道関係者への対応
 - (11) 観客への対応
 - (12) 開催可否の判断

主催者が実施すべき事項

1, 大会募集時対応事項（大会要項に記載事項）

- (1) 参加者及び帯同スタッフが以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせを求めること（イベント当日に書面で確認を行う）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
 - 大会会場へ入場を想定される場合は「氏名・年齢・住所・連絡先」「大会当日の検温結果」を確認出来ない方、「過去2週間における該当事象のある方」がある場合。
- (2) マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- (3) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。マスク、消毒用アルコール、除菌スプレー等、清掃紙類、は各都道府県選手団で準備持参すること。
- (4) 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2mを目安に「最低1m」）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- (5) イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと。競走中選手を除くチーム内会話は無線等使用し、対策を施すこと。
- (6) 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- (7) イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
- (8) 感染拡大予防の観点からヘルメットにフェイスシールドを取り付けることは、製造者以外による改変とは扱わず、認めることとする。
- (9) チームピットは間隔を十分とる。
- (10) ウォームアップエリアでは選手間の間隔を十分に取る。
- (11) 大会関係ドキュメント（スタートリスト、組合表、リザルト、Communique等）はWeb・メールでの開示とする。

2, 主催者（競技役員）が準備すべき事項

- (1) 競技役員は「氏名・年齢・住所・連絡先」「大会当日の検温結果」「過去2週間における該当事象の有無」の確認を行う。
 - 大会前2週間の平熱を超える発熱の有無。
 - 発熱、咳、咽頭痛などの症状がある場合。
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
- (2) 大会前2週間の平熱を超える発熱の有無を記録する。
- (3) 競技役員滞在する場所は十分に広く、換気に配慮する。
- (4) ミーティング会場は密にならない配置をする。
- (5) 各所に手指消毒液を配置する。（競技集計場所、スタート地点、救護場所、選手招集場所等）
- (6) 選手・スタッフが触れる頻度の高い場所（テーブル、椅子、ドアノブなど）は定期的に消毒する。
- (7) スタッフはマスク着用を原則とする。持参しなかった人の為の予備を準備しておく。

3, 当日の参加受付時の対応

- (1) 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- (2) 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること（症状によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる）
- (3) 人と人が対面する場所は、一定距離を置いた環境を保ちます。

- (4) 参加者が距離を置いて並べるように目印の設置等を行うこと。
- (5) 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。
- (6) インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書の記入や現金の授受等を避けるようにすること。
- (7) 当日の受付簡易な確認程度とし、メール等による電子確認を行うこととする。
- (8) 参加者から以下の情報の提出を各都道府県単位で求めること。また各都道府県は常に状況を電子データで開示・送付出来るよう、諸準備を促すこと。
 - 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する
 - 利用当日の体温
 - 利用前2週間における以下の事項の有無
 - 平熱を超える発熱
 - 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - 嗅覚や味覚の異常
 - 体が重く感じる、疲れやすい等
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
- (9) 自己判断・体調不良による欠場に制裁を課さない等、未出走管理を弾力的に行う。

4, 当日の参加者への対応

- (1) マスク等の準備
 - 参加者がマスクを準備しているか確認すること。各都道府県車連が準備されていることを確認し、不足がある場合は主催者にて提供を行い、万全を期すこととする。
 - 参加の受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間については、マスクの用を求めること（運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるものとする。
- (2) スポーツイベント参加前後の留意事項
 - イベントの前後のミーティング時においても、三つの密を避けること。
 - 会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮・徹底すること。
 - チーム内においても会話時には極力、電話、無線を効果的に活用し飛沫に対する配慮すること。
- (3) 各種事案による中止プロセスは通常の大会中止判断プロセスと同様とし、感染拡大が懸念される場合は即時中止判断とする。
 - 中止判断は、主催者（大会委員長、総務委員長、競技委員長、各種有識者）により決定する。
- (4) 落車発生時は現地帯同看護師の初期対応を迅速に実施し、人命第一の観点より必要により外部救急搬送の手続きに移行する。新型コロナウイルス感染症防止を念頭に関連医療関係者、消防と充分協議しておく。

5, 大会会場への諸条件整備

- (1) 手洗い場所
 - 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
 - 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
 - 手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参をすること。
 - 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。
- (2) 洗面所
 - トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消

毒すること。

- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること・
- 手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参をお願いする。

(3) 飲食物の摂取時

- 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
- スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提すること。
- 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。

(4) 観客の管理

- 無観客での開催とする。

参加者、参加者スタッフ、応援者が実施すべき事項

1, 参加者、参加者スタッフ、応援者が遵守すべき事項

- (1) 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（利用当日に書面で確認を行う）
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
- (2) マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）※未持参及び員数不足に対応するよう各都道府県にて準備をすること。主催者では用意しません。
- (3) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- (4) 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。応援者も同様とする）。
- (5) 大会中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- (6) 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- (7) 大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対し速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。個人情報の取り扱いには十分配慮すること。
- (8) 大会の前後のミーティング等においても、三つの密を避けること。
- (9) 単身参加者が感染（又はその疑い）した場合の取り扱いを医療機関と相談の上整備しておくこと。
- (10) 感染者が発覚した場合、個人情報保護に留意し情報開示について整備する。
- (11) ホルダーは原則各都道府県にて実施、手袋の着用等行い、実施前後は必ず手指の消毒をインフィールド内にて実施すること。

2, 参加者が競技を行う際の留意点

- (1) 十分な距離の確保
 - 競技をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（2m）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
 - 自転車競技は強度がスポーツであることから、呼吸が激しくなり、より一層距離を空けることに細心の注意を払うこと。
- (2) 練習走行中及びクールダウン中においては、前の人の呼吸の影響を避けるため、可能な限り前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。
- (3) 競技場内外での唾や痰をはくことは極力行わないこと。
- (4) タオルの共用は行わずマイタオルを使用すること。
- (5) 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、話は控えめにすること。
- (6) 飲みきれなかったスポーツドリンク等は持ち帰ること。